

山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】 寄附者（団体・企業等）の募集を開始します！

山形県では、若者の県内回帰・定着の促進を図るため、大学等を卒業後、県内で居住・就業する学生の奨学金返還を幅広く支援する「山形県若者定着奨学金返還支援事業」を実施しています。

この事業のうち「産業団体等連携枠」の実施に必要な財源をご寄附くださる産業団体や企業等の募集を開始します。

[奨学金返還支援事業の概要については、裏面をご覧ください。]

目的に応じた寄附の方法

人材確保型

特定分野（業界・企業）の 人材確保を目的とした寄附

- 寄附者
人材確保を図る県内の業界団体・企業
- 寄附金の使途
寄附者が指定する県内の業(職)種や企業に就業・定着した若者の奨学金返還を支援する財源として活用
- 寄附金額
確保したい人材の人数に応じた金額
[人数 × 《返還支援額》 × 1/2]
《返還支援額》
 - ・ 大学(4年)卒の場合：124万8千円
 - ・ 短大等(2年)卒の場合：62万4千円
- 申込手続
学生（支援対象者）の募集に先立ち、採用予定の人数、対象者の要件等の事前登録をお願いします。

一般支援型

県内産業界全体の人材確保 を目的とした寄附

- 寄附者
県内の企業・団体・個人
- 寄附金の使途
業(職)種等を限定せず、県内に就業・定着した若者の奨学金返還を支援する財源として活用
- 寄附金額
1口 10万円から
(何口でも結構です。)
- 申込手続
「寄附申込書」をご提出ください。
(FAXでも結構です。)
⇒ 寄附金の納入手続について
担当者からご連絡いたします。

上記の方法による寄附金(1/2)と、県の出捐金(1/2)を財源として支援事業を実施します。

～ 本事業に係る寄附金の税法上の取扱いについて ～

[法人税] 全額を損金に計上可能

[個人所得税] 特定寄附金として一定額を所得から控除

詳細な募集条件を記載した「募集要項」、応募書類の様式等は、山形県のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。 [URL: <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/>]



山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】 事業の概要

目的

本県の将来の担い手となる若者の**県内回帰・定着を促進し、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保**するため、奨学金の貸与を受ける大学生等を対象に、奨学金の返還を支援する。

支援対象者

県内の高等学校等を卒業した者のうち、該当する奨学金の貸与を受けた学生で、以下の対象の就学先を卒業後6カ月以内に山形県内に居住かつ**県内で就業し、引き続き3年間経過した者**

※ 県が、支援希望の学生を募集し、産業界の人材ニーズに対応した者を候補者として選定
(募集予定人数：最大 50名/年 募集年度：平成28～32年度)

対象 大学 / 大学院修士課程 / 高等専門学校(第4学年以上)
就学先 山形県内の短期大学及び専修学校専門課程 / 山形県立産業技術短期大学校

返還支援額

奨学金の貸与総額、又は26,000円に奨学金の貸与月数を乗じた額のいずれか低い額が上限
[大卒者(4年間就学)の場合] 1,248,000円 (= 26,000円 × 12月 × 4年)
[短大等卒者(2年間就学)の場合] 624,000円 (= 26,000円 × 12月 × 2年)

財源

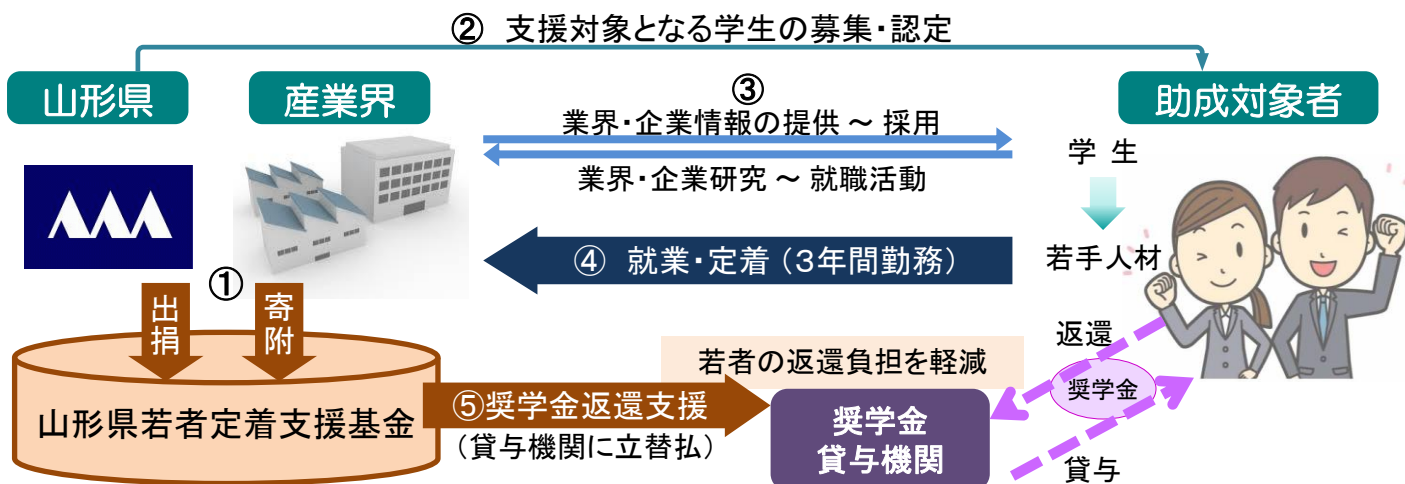
「山形県若者定着支援基金」= **県と産業界が1/2ずつを負担**

産業界の負担
 [人材確保型] 人材確保を図る業界団体・企業の寄附金 (返還支援額の1/2)
 [一般支援型] 県内産業界の人材確保を支援する企業・団体等の寄附金 (1口 10万円～)

支援事業の特徴・メリット

- ◎ 産業界と県の連携による手厚い支援 ⇒ **業界・企業の将来を担う若い人材の負担軽減**
- ◎ 産業界の人材ニーズに対応した学生を選定 ⇒ **優秀な人材の着実な確保**
- ◎ 県内産業界への就業意欲の高い学生に、早い段階からコンタクトをとることが可能
⇒ **効率的な採用活動の展開・スムーズな人材の確保・定着につながる**

事業のしくみ (イメージ図)



① 産業界から寄附(申込) + 県の出捐

② 学生(支援対象者)の募集・選定

③ 業界・企業による情報提供・採用活動 → 学生が業界・企業を研究し、就職活動

④ 学生が県内産業界に就業・定着(3年間)

⑤ 奨学金返還支援の実施 (貸与機関に立替払)